

かいさい が開催されました!



↑たくさんの方にご来場していただきました。

10月19日(日)、八女市の八女伝統工芸館特設会場にて「高齢者・障がい者支援チャリティ福祉バザー」が、八女ライオンズクラブの主催で開催されました。私たちリーベルも共催ということで名前を出していただき、少しずつですが参加さ

せて頂きました。

バザーには、八女地区の福祉施設の利用者・職員のみなさんや、高校の生徒さんたちが出店され、夏のような昼の暑さにも負けず精力的に動いておられました。

また、アトラクションでは、音楽・太鼓・ダンスなど9組のみなさんが会場を盛り上げ、イベントに花を添えて



↑八女学院吹奏楽部による演奏。

おられました。

トヨタ自動車や日産自動車、車いすの業者の方々にもご協力いただき、日ごろ目にする事の少ない福祉車輛や電動車いす、座位保持装置付き



↑ふらっち広場も出展しました☆

車いすなどの展示、説明をして

頂くコーナーなどもあり、晴天の

もと、盛会に行われました。

何日も前から準備されたり、ご協力いただいたみなさま、大変お疲れ様でした。



↑九州八女馬走会のみなさんのハーレーの展示もありました。

身体・相談支援専門員(野崎)

編集後記

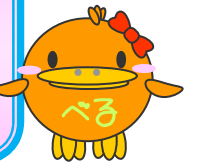
冒頭でも書いていますが、リーベルは3年目を迎えることができました。2年間のうちにいろいろな方からいろいろなご相談をしていただきましたが、「あの時はこうした方が良かったかなあ」と思うようなこともあります。そのようなことを糧にして少しでも相談者のみなさんが思い描く生活に近づけるような支援ができれば良いなと思っています。関係機関のみなさんには無理を承知でお願いすることがあるかもしれませんが、今後ともよろしく願っています。



リーベル通信



発行責任者：八女地区障害者等相談支援センター「リーベル」  
住所：八女市本村425-9  
電話：身体しょうがい・知的しょうがい・しょうがい児 0943-22-2610  
精神しょうがい 0943-22-2630



八女地区障害者等相談支援センターリーベルは、平成20年10月1日で2周年を迎えることができました。そこで、今回は日頃からお助言などをいただいている「つくるかい」の代表をされている西原洋文さんより寄稿していただきました。

福岡市でまた痛ましい事件が起こりました。

いろいろ報道されますが母親の本当の気持ちは誰にも分からないまま終わることになるのではないのでしょうか。こういう事件があるごとに何かまわりで出来ることがなかったのかとつくづく思います。私たち「つくるかい」も過去にいろいろなパターンの障がい児の保護者や係わってきた教員の立場で相談会のようなものを計画しましたが、若い世代の保護者と接点が少なくうまくいきませんでした。

リーベルがスタートした時も相談支援センターといういま最も必要な事業と期待しつつも、はたしてどれだけの利用者があるのか疑問を感じていました。しかし始めてみると当事者・保護者はもちろん、先生たちからもリーベルに相談に行ってきたと話を聞くようになりました。これは公的な所でも行政ほど敷居が高くないところを打ち出せているからではないのでしょうか。これから八女地区は市町村合併を控えています。そんな中、障がい者に対する国政は朝令暮改状態で情報について行けない人たちが増えてくるとおぼわれます。その人たちの力にリーベルがなってくれることを信じています。

つくるかい代表 西原 洋文



平成20年度 第2回八女市特別支援連携協議会研修会が開催されました。

ました。

10月14日(火)に八女市役所にて小中学校の特別支援教育にかかわる先生方を中心に、教育・福祉の分野から様々な方が集まり第2回八女市特別支援連携協議会研修会が開催されました。

リーベルスタッフもご挨拶をさせていただき、今後協力が必要な場合などのスムーズな連携に活かしていけたらと思っています。



上陽町・立花町で民生委員のみなさんの研修会が行われました。



立花町では8月25日に立花町町民センターで、八女市上陽町

では9月8日に上陽町地域福祉センターで、それぞれ民生委員のみなさんの研修会が行われました。

リーベルからはそれぞれ2名の相談支援専門員が出席し、障害のことや地域の現状などお話しさせていただきましたが、みなさん熱心に耳を傾けていらっしゃいました。

第37回 八女地区身体障害者福祉大会に出席しました。

10月16日(木)に矢部村中央公民館で開催された第37回

八女地区身体障害者福祉大会に出席させていただきました。

八女市、八女郡、筑後市の障害者の方々や各首長、福祉関係者が集まり盛会となりました。



「ノーマライゼーション」という言葉の意味を改めて見直す機会となりました。



講師・熊丸弘一さん。「障害者である前に人間なんだ。」という言葉が強く心に残りました。



平成20年10月1日から福岡県の公費医療費支給制度が変わりました。

乳幼児医療費支給制度

対象となる方	小学校就学前の児童		
自己負担額	3歳未満	なし	
	3歳以上(市町村により違います)	入院以外の受診や検査	600円/月〔上限〕
		入院	500円/日〔7日分まで〕

重度障害者医療費支給制度(旧制度名) 重度心身障害者医療費支給制度

対象となる方	身体障害者手帳をお持ちの方	1級または2級の方	両方お持ちで
	療育手帳をお持ちの方	A1およびA2 (IQ35以下の方)	身障3級でかつ療育Bの方
自己負担額	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	1級の方	(精神科病床への入院は対象になりません)
	入院以外の受診や検査	500円/月〔上限〕	
	入院	500円/日〔20日分まで〕	※低所得の方は300円/日になります

※65歳以上の方は、後期高齢者医療の加入者に限ります。(加入されていない方は通常の負担になります)

ひとり親家庭等医療費支給制度(旧制度名) 母子家庭等医療費支給制度

対象となる方	母子・父子・養育者家庭で小学生から18歳の年度末までの児童がいる家庭		
自己負担額	入院以外の受診や検査	800円/月〔上限〕	
	入院	500円/日〔7日分まで〕	

※一人暮らしの寡婦(母子家庭の子供が成人し一人暮らしとなった女性)については経過措置を経て廃止になります。

きいろのところがかわります!



- 各制度の所得制限により、助成の対象にならない場合もあります。
- 自己負担の限度額は医療機関ごとになります。〔例:身体1級の方がA病院とB病院に通った場合はA病院の上限500円+B病院の上限500円で月1,000円の自己負担になります。〕
- この制度は市町村によって内容が違いますが、詳しくはお住まいの市町村役場の担当窓口にご確認ください。